

参考資料

以下については、教団規則ではないものの、2004年11月7日の責任役員会での承認を経て、すでに運用されている制度であり、ここに掲載する。

教育手当支給について

働き人への教育手当の支給については、各個教会での自給が前提となっているが、それが困難な状況で且つ、以下の審査基準を満たしている場合には、必要な申請のうえ、責任役員会での審査を経て教団が支給することができる。

●教育手当申請手順

- ・各個教会より教団に対し、教育手当援助を必要とする理由を記した既定の申請書を提出する。
- ・提出する時期は、原則として予算編成前とする。
- ・同申請書をもとに、責任役員会が認める場合、各個教会へ支給する。

●教育手当の審査基準

- (1) 教務費の前年度実績が、年俸ベースで給与規定の基準額未満であること。
- (2) 前年度において什一献金対象収入額に占める教務費基準年俸の比率が、原則として80パーセント以上であること。

(参考資料の記載、撤廃)

この参考資料は、責任役員会の議決により、記載、撤廃されるものとします。